

基準日設定につき通知公告
(株式分割に関する事項)

平成 29 年 2 月 23 日

各位

千葉県香取市新里 1020 番地
株式会社 和郷
代表取締役 木内 博一

当社は、平成 29 年 3 月 15 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式 1 株を 100 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

以上